

# 第11回口頭弁論報告会

2018年11月1日

徳田靖之弁護士・岡村正淳弁護士

徳田靖之弁護士：

9月28日の不当な仮処分決定が出て今日は最初の口頭弁論ということで、仮処分決定のその後について報告しておきます。この仮処分決定については2週間後の10月12日に即時抗告申立をしました。全文50ページをこえる長大な申立書になりましたが、さらにその理由を補充しようという即時抗告理由書というのを10月26日に3部提出しました。

一つは地震動に関するもの、もう一つは火山に関するもの、もう一つは避難計画に関するものでいずれも50ページ内外のもので、弁護団としては全力を尽くして不当な仮処分決定を批判したと思っています。これから福岡高裁に送られて、福岡高裁のほうから審尋期日の連絡があることになりましたが、おそらく年を越すのではないかと思います。期日の決定がありましたら、できれば皆さんにお集まりいただいて福岡高裁での取り組みについてご意見をいただけたらと思っています。

今日の本訴ですが、仮処分決定を受けて最初の審尋ということでしたので、仮処分決定のどこが問題なのかということについて、概括的に弁護団の考え方を明らかにしました。私が読み上げた文章はお手元にあるかと思いますが、一番中心的に批判したのは、仮処分決定の即時抗告書つまり福岡高裁で最も中心的な争点になると思われる、法律用語で“判断枠組み”の問題です。

**要するにこの間の仮処分決定では「社会通念」ということを前面に持ち出して、しかもその「社会通念」の内容に関して言うと、国会で審議を尽くしたとか立法政策が「社会通念」だ、その上で、いろんな世論調査に出ている意見というのは「社会通念」とは無関係だ、こういうようなことを言っていたわけで、そこを改めて批判することが今後の本訴をすすめるうえで重要ではないかということで、今日はそこに重点を置いて私たちの意見を述べたわけです。**

この点については何度も説明しているので、詳しくお話しする必要はないかもしれませんが。この裁判というのは私たちや私たちの子どもたちの命がかかっている、健康がかかっている、ふるさとの土地の安全性がかかっている。



▲向かって左から3人目・岡村正淳弁護士

向かって一番右・徳田靖之弁護士

憲法13条が保障する権利を「社会通念」で葬るということは許されないんだということです。

**私自身はハンセン病隔離政策の裁判を担当してきていますが、まさに国民大多数の意見ということであの隔離政策というのはハンセン病患者さんたちを一生閉じ込めるとことをやってきたわけですから。憲法13条が私たちに保障しているのは、たとえ国民の99%が賛成したとしても、誰一人として生命や基本的な人間としての尊厳を奪われるということはありません。これが日本国憲法の真髄ではないかと私たちは思っています。この間の仮処分決定のあとに河合弘之弁護士も言っていますが、これからこの原発訴訟というのは、憲法を前面に掲げた形での裁判としてやるという方向性を持つことがすごく大事ではないかと思っています。**

それから立法政策、つまり国会で決めた法律あるいはこの法律に基づいてつくられた原子力規制委員会が決められたことが「社会通念」であるということについても、それはおかしいではないか。我々はこれまで一度だって、政府が実施した例えば世論調査で「原発はどうしますか」ということを問われたことはないわけです。それから福島第1原子力発電所事故以来、国政選挙は何回も行われましたが、原発の再稼働の是非を問うという形でそれが直接的な争点になった選挙はありませんでした。政府与党はこれを争点にしてはまずい、ということで徹底的に隠し続けてきて、そうした形で選ばれた国会で私たちは有権者として、原発の再稼働を許すかどうかという問題がゆだねられていると判断することができなかった。



なおかつ政府自身は世論調査をやっていないわけですから、そうだとすると各報道機関が行った世論調査こそが国民大多数の意見を知る唯一の手段ということになるわけです。圧倒的な人が「再稼働すべきでない、即時廃止、段階的廃止」ということを含めて、再稼働を容認しないという人が過半数を超える状況にあるのに、なぜ原発の再稼働を認めるという方向が「社会通念」といえるのかという説明を裁判所はしていないわけです。そうすると、裁判所のいう「社会通念」というのは一体何なのか、突き詰めて考えると実態がまるでないわけです。

そうすると何を言っているのかというと、裁判所の主観的な意見を「社会通念」と読みかえて正当化しているだけではないかということ、今日は指摘したわけです。

**2番目に私が申し上げたのは、**今回の仮処分決定を自分なりに読みなおしました。即時抗告の原稿を作成していく中で痛感したのは、結局は科学者の中で意見が分かれていますのですね。いちばん顕著に意見の相違を感じたのは、阿蘇の地下にマグマ溜まりがどの程度あるのか、つまり、近い将来に破局的な大噴火をきたすようなマグマ溜まりはないという研究者もいるし、いやいや今の状況で近い将来に破局的噴火が起こるのは予測がつかない、と言っている研究者もいる。つまり、研究者のなかで見解が分かれているにもかかわらず、裁判所は四電側が出してきた証拠のほうを採用しているわけです。それはおかしくないか。意見が分かれているんだったら、より大きな事故を予想している方を優先すべきだし、より危険性を指摘している方を優先すべきである。規制委員会が採用したり、事業者側が出している意見だけを採用するというのはおかしくないか。あの福島の場合に多くの人は大丈夫と言った。だけど少数の科学者が危ないねと、想定外の津波が来るかもしれないよ、今、東京地裁で刑事裁判が行われていますが、少数であったとしても科学的な根拠を持って、より大きな事故が起きるかもしれないと予想して対処すべきだというのが教訓として残っている。それにもかかわらず科学者の意見が分かれていますのに事業者側の意見だけを採用するというのはおかしいではないか。そういうことをするのなら、きちんと裁判のなかで証人調べをし、結論・判断を迷った時にはより大きな事故の予測をする見解、より危険性を指摘する見解を採用すべきだ、ということ、今日は裁判所に指摘をしました。

**岡村正淳弁護士：**

徳田先生の指摘されたことに補足することはありませ

んが、私たちがこの項目にしている日本の裁判制度は非常に憂慮すべきものがあります。それについては今、いろんなところで活発な議論が展開されています。例えば今年（2018）の7月28、29日に福島で「原発と人権」というテーマでシンポジウムが開かれました。その中で、金沢地裁で志賀原発の差止判決を書いた井戸謙一元裁判官（弁護士、この人は大分の仮処分の代理人にもなっている方ですが、この方がこのシンポジウムで報告をしています。それをちょっと紹介したいと思います。

井戸さんは福島原発事故以降、原発再稼働をめぐる裁判所の判断は一時期は拮抗していた、ところがそれが“原告の訴えを認めない”方向に大きくシフトしてきた。その原因はどこにあるのかということについて、平成25年2月11日に司法研修施設で原発関係の研究会が開かれて、その研究会の影響が出ているのではないか、ということ、を危惧しておられる。そういった司法の状況を踏まえて井戸元裁判官は、かなりつきつめた意見をこの中でおっしゃっています。彼は、そもそもこういう状況になると日本国憲法の憲法下で原発の存在それ自体が許容されるのかということがクローズアップされることになる。

今日は徳田先生もそういう観点から、憲法13条に基づく意見を述べられたわけです。井戸元裁判官はそこからさらに突き抜けて、憲法の存立基盤である日本の国自体を崩壊させないというのであれば、日本国憲法は原発の運転を許容してはならず、原発の運転を許容する限りにおいて原子力基本法及び付属の法令は憲法に違反すると理解することが十分可能である、と考える。

それから、先ほど徳田先生が指摘されたいわゆる国民世論との関係については、原発の運転を許容する裁判と、これを忌み嫌う世論との乖離はいよいよ甚だしくなるだろう。司法の存立の基礎は政権の承認ではなく、市民の信頼である。これ以上、司法が原発運転容認を続ければ、司法に対する市民の信頼は崩壊しかねない。こういうことをシンポジウムで井戸さんは指摘しておられる。樋口元裁判官のことをご記憶の方もいらっしゃると思いますが、雑誌『世界』10月号に同じような観点から論文を書いていらっしゃる。そういうことで、いろんなところで今の裁判所における原発に対する判例の流れをどう乗り越えていくかということについて、取り組みを強めているところ、大分地裁での私たちの取り組みもその一環ですので、原発裁判を大きく変えていくために一段と取り組みを強めていく必要があると思います。

（まとめ・森山）